

うみ 自然 歴史。

☆広報たかはま

vol.334

2015年

6月号

□特集 中央図書館がリニューアルオープンしました●P2～3

図書館へ行ってみよう!!

よろしくお願いします

□新採用職員紹介●P8 □地域おこし協力隊紹介●P9

**高浜発電所3・4号機新規制基準適合性審査結果
説明ビデオに関するQ&A**

□今考えようエネルギーと原子力●P14～19

今年も横津海区のみなさんのパワー結集で、きれいに咲いた芝桜。たくさんの人の目を楽しませてくれました。(関連記事P10をお読みください)





外観

文化会館・中央図書館が リニューアル・オープン しました♪



まずは「読んでみようかな...?」と思う1冊をお散歩がてら探しに来てみてはいかがでしょう? たくさんのご来館をお待ちしております。



「図書館は堅苦しいところだし...」というイメージのある方、心配ご無用です。図書館は読書を通じての「いろいろな世界との出会い」や「知らなかったことを知ること」を楽しんでいただけるよう、みなさまの読書生活充実のお手伝いをさせていただきます。



文化会館内部

文化会館は、翌4月17日(金)から一般利用が開始となっております。中央図書館は、5月1日にリニューアル・オープンしました。新しくなった施設をどうぞご利用ください。

開館から約30年が経過し、施設内の老朽化による不具合が多くみられるようになったため、平成26年度において文化会館・中央図書館の改修工事を実施しました。
3月末の工事終了後、竣工式が4月16日(木)に町内外の関係者を招き行われました。

「文化会館・中央図書館竣工式」





児童コーナー

児童コーナーを一新しました♪



えほんのひろば



AVコーナー

AVコーナー・インターネット閲覧PCも新設しました。



PCコーナー



多目的コーナー



座席数も増えました

閲覧コーナー

図書館のご利用について

- 開館時間／午前9時～午後6時
- 休館日／毎週月曜日・蔵書点検期間・
年末年始(12月28日～1月4日)
- 貸出冊数・期間／おひとり 図書5冊・雑誌5冊
【いずれも2週間】
※DVDなど視聴覚資料は館内でのご利用のみとなり、貸出はしておりませんのでご了承ください。
- 図書のご予約について／おひとり10冊まで
※各分館(公民館)でも受け取りが可能ですので、ご予約のときにお申し出ください。



おはなし会



図書館ではこんなことをしています♪



これからの企画にもご期待ください♪

図書館ボランティアさんによる絵本の読み聞かせ会です。

図書館マルシェ(古本市)

古くなった図書や雑誌を無償で提供しています。



地域に医いこと

みんなが守る、 みんなで育てる高浜の医療

高浜町寄附講座だより

第75回「ケッコンとケンコウの意外な関係」

■あなたは幸せですか？
結婚されている方にお聞きます。結婚して良かったと思いますか？突然の不躰な質問で申し訳ございません。どなたでもきっと、結婚して／して良くて良かった、あるいは悔やまれたという出来事は、両方経験されているのではないのでしょうか。実はこの婚姻の状況と健康状態が関係していること、ご存じですか？

■結婚＝長生き？

ある海外の研究では、比較的高齢の婚姻状態にある男女と婚姻状態にない（非婚、死別、離婚）男女を比べたところ、婚姻状態にある方がないよりも約1割死亡するリスクが低いということが分かりました。結婚している方が長生きできるという結論です。なぜ、このような差が生まれてくるのでしょうか？

結婚が夫婦にもたらすものは多くあります。例えば、食生活が変わるでしょう。前回お伝えしたある研究では、配偶者のいる男性が妻と離婚・死別すると、野菜の摂取量が極端に減り、その後再婚すると摂取量が増えるということが分かっています。意識している／していないにかかわらず、結婚が人の

健康的な生活を左右しているのです。他にも、結婚していたからこそ得られる家族の喜びや支えは、皆さんも経験されているのではないのでしょうか。このような家族の支援は、「ソーシャル・サポート」として、健康を決定する大事な要因の1つと考えられているのです。



■死別＝長生き!?

ここで、「ちょっと待った!」という声が聞こえてきそうです。「私は結婚してとてもつらい思いをしている」という方も、中にはいらっしゃるでしょう。

実は実際に、日本のある街での高齢者の研究で、男性は妻と死別しても特に死亡のリスクは変わらないが、女性には夫と死別して3年以上経過するとむしろ死亡のリスクが下がる、つまり長生きするという驚愕のデータがあるのです。その理由として、男性と比較して女性は配偶者と死別後に趣味や自己実現の類の社会参加を豊富にされる方が多く、もともとコミュニティ内でのつながりが深いことなどが考えられています。

■今月の「あなたにできる、地域に医いこと」

◆家族の支え合いで健康になれることを、家族みんなで共有する。

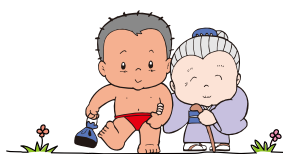
もちろん今回の記事の主旨は「女性は夫と別れても大丈夫」というものではないかもしれませんが。考えていただきたいのは、日頃の夫婦や家族のあり方だと思っています。

その昔は、妻は夫に何も口出しできないような時代があったかもしれませんが。しかし今は、夫婦が対等な関係で困難を支え合いながら乗り越え、幸せを共有することで、もともとっと健康になれる可能性のある時代です。

この記事を書きかけに、今一度家族のあり方を考えていただけたらと願っています。

（文責：福井大学医学部地域プライマリケア講座／和田診療所 井階友貴）





地域包括支援センターよりご案内です

◇申込・問い合わせ／地域包括支援センター(福祉課内) ☎(72)6120



元気あっぷ倶楽部 認知症予防講座

正しく知ろう認知症、今から始めよう予防法

要申込

参加無料

参加者募集中!!

「認知症について聞いたことはあるけれど、実際どういうものなのかわからない」、「もしかして知り合いが認知症かも…」、「最近もの忘れが気になるけれど認知症になるの?」など認知症(もの忘れ等)に関心のある方、認知症について一から学んでみませんか。普段の生活の中で出来る認知症の予防方法について、全5日間の日程で学んでいきます。

- 対象／65歳以上の方
※町内全域、どこの地区からでも参加できます。
- 内容／認知症予防のための講義と毎日の生活の中でできる簡単な体操、口腔ケア
- 日時／【全5回】7月8日(水)、15日(水)、22日(水)、29日(水)、8月5日(水)
午後2時～4時 ※都合で途中欠席されることも可能です。
- 場所／青郷公民館 ※10月には保健福祉センターでも予定しています。
- 定員／先着20名程度 ●申込メ切／6月26日(金)まで



ぜひ
お友達も誘って
ご参加ください



介護家族の会

要申込

参加無料

ご家族の介護で悩んでおられませんか? ご自宅で、主に認知症の方を介護されているご家族のために、地域包括支援センターでは、「介護家族の会」を行っています。介護をしている家族が集まり、アロマハンドケアなどの講習会等に取り組みながら、和気あいあいと日ごろの介護、生活について話し合える場になっています。ひとりで悩みを抱え込まれていませんか? ぜひ一度ご参加してみてください。

- 日時／6月9日(火)午後1時30分～3時
- 場所／老人憩いの家 瑞祥苑
- 内容／アロマハンドケア～アロマの香りとマッサージで疲れを癒しましょう～



今後の予定

- 9月8日(火)音楽療法
- 12月8日(火)クリスマス会
- 平成28年3月8日(火)ティータイム
～おやつを食べながら、おしゃべり会～



もの忘れ検診

要申込

検診無料

- 対象／もの忘れや認知症の疑いのある65才以上で要介護認定を受けていない方
- 内容／認知症専門の医師が簡易な認知症判定検査(MMSE)を実施しアドバイスをを行います。検査の結果で認知機能低下が疑われる方には専門医療機関を紹介します。
- 日時／6月25日(木)午後2時～4時
- 先着3名 ※一人約30～40分程度
- 場所／保健福祉センター 相談室
- 申込メ切／6月17日(水)まで



7月から「個別検診」がスタートします!



「けんしん」は受たいけど、町の集団検診では日程を合わせにくいという方、高浜町が契約している県内の病院や診療所で受ける「個別検診」はご存知ですか?

個別検診のいいところ

期間が「平成27年7月1日～平成28年1月31日」と長いので、都合のいい時期に受診できる!

町の個別検診なら、検診にかかる費用の約8割を町が補助しているので、集団検診とほぼ同額の自己負担で受診できる!



個別検診でうけられる検診の種類

特定健診(高浜町国民健康保険加入している方)・肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診

※対象年齢や個別検診を実施している医療機関名は4月にお配りした「家族みんなの健康カレンダー」P16をご覧ください。

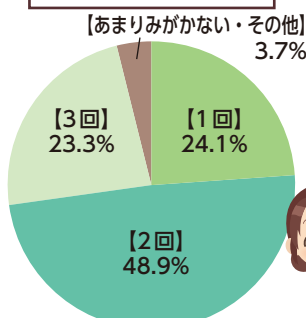
◇申込・問い合わせ／保健課 ☎(72)2493



4月に申込みされた方には、今月中に受診の際に必要な「受診券」を郵送でお送りしますのでご確認ください。

「食べたら歯をみがく」を習慣に!

1日の歯みがきの回数



対象：16～74歳(H25年調査)

6月4日～10日は「県民の歯を守る週間」です。

みなさん、毎食後に歯みがきをしていますか? 高浜町住民調査では、1日の歯磨きの回数は「2回」の人が48.9%で最も多く、3回以上みがく人は全国と比べても少ない状況でした。高浜町では毎食後に歯をみがくことが習慣になっている人が少ないようです。

虫歯や歯周病は、食後に口の中に残った食べかすが、口の中の細菌と交りあって歯垢となり、歯を溶かすことで引き起こされます。そのため、食後の歯みがきで食べかすや歯垢をきれいに落とすことが、虫歯や歯周病予防に大切です。

正しい歯みがきの実践法



歯ブラシを選ぼう

ヘッドが小ぶりなもの。毛先が長めで・細めの毛のもの・毛が硬すぎないものを。月に一度は新しい歯ブラシに交換しましょう。

いつみがく?

毎食後3分以内に、5分以上ブラッシングを!

みがき方のキーワード

ソフトに・細かく、震わせて・1～2本ずつ丁寧にみがく。

みがき終わったら

舌の先や指で歯の裏側を触てみましょう。ザラザラしていたら、みがき残しです。

歯ブラシの持ち方は?

奥歯をみがくとき



前歯をみがくとき

親指で柄を押さえ、他の指で軽く握る



ご当地ナンバー交付開始!

利用者のみなさんにインタビュー★



浦西洋子さん(和田)

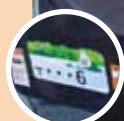
デザイン決定の投票に参加したときにご当地ナンバーを知りました。無料なので交付を受けやすくていいですね。

このナンバープレートにしてから結構反応がありましたよ。買物先で知らない方から「それはどこでもらえるの?」と声をかけられたことも。まだまだ知らない方も多いので、ガソリンスタンドなんかでPRポスターを貼るといいと思います。

昨年11月に住民さんの投票によりデザインが決定したご当地ナンバープレートが2015年3月より、いよいよ交付スタートしました!早速交付を受けられたみなさんに感想をお聞きました。



片山日出夫さん(園部)



交付を受けようと思ったきっかけは広報誌の記事を読んだことでした。トラクターに付けたので、田植えで動き回るときにどんな反応がもらえるか楽しみです。

飾りビスは赤ふん坊やにしました。赤ふん坊やができたとき自分にそっくりだと言われて、愛着があるんです。



根井廣さん(関屋)

青葉山のデザインがいいですね。私は稲刈り機に付けたので乗るのは秋だけですが、原付に付ければ町の良いPRになると思います。

飾りビスは赤ふん坊や。左右どちらに付けるかもこだわりました。右側だと島のデザインを隠してしまいますからね。



丸田晃弘さん(子生)

テレビのニュースでご当地ナンバーを知り、交付当日は一番に並びました。飾りビスはかわいいなと思った赤ふん坊やとはまなすにしました。



忠住一雄さん(小黑飯)

ご当地ナンバーの存在を知ってから、ずっと興味があったので交付を受けました。ですから、付けてみると「これがあのご

当地ナンバーか」という感じでうれしいです。

飾りビスは はまなす にしました。他のビスより小さかったので、ご当地ナンバーそのもののデザインが隠れず、さりげなくていいですね。

ご当地ナンバーの交付について

役場税務課窓口(平日8:30~17:15)にて交付を受けることができます。

新規登録される方はもちろん、現在持っているプレートも**無料**で交換できます。



対象車種/原動機付自転車50cc以下、90cc以下、125cc以下
ミニカー、小型特殊自動車(農耕用トラクター・コンバインなど)

- 必要なもの/
- 所有者・使用者の印鑑
 - 販売証明書または譲渡証明書(初めの場合)
(※登録するバイクの車名、型式、車体番号などが分かるもの)
 - 現在のナンバープレート・標識交付証明書(交換の場合)

その他: ●新規登録については原則としてご当地ナンバーを交付します。
●番号を選ぶことはできません。

飾りビスは3種類から選ぶことができます。



詳細は税務課☎(72)7707までお問い合わせください。

新採用職員紹介

4月1日付

町民の皆さんよろしくお願い致します



もり わき 森脇 秀行

所属／税務課

笑顔で対応します。高浜町のことをいろいろ教えてください。



あお の み き 青野 光希

所属／住民課

まだわからないことも多く勉強中ですが、これから多くのことを学び、毎日笑顔でがんばります。



おお たに よし ひろ 大谷 幸宏

所属／建設整備課

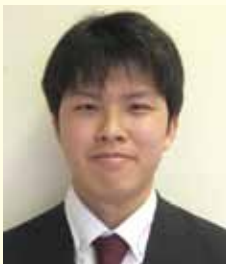
高浜町のために一生懸命がんばるので、よろしくお願い致します。



うしろ たく ま 後 拓真

所属／高浜保育所

子どもたち一人ひとりと丁寧に関わることでできる保育者を目指して元気にがんばります。



いけ がみ よし のり 池上 由矩

所属／教育委員会

まだわからないことも多く、至らない点もあるかと思いますが、精一杯がんばります。よろしくお願いいたします。



かわ こえ ゆ か こ 川越 裕香子

所属／高浜保育所

子どもの気持ちに寄り添いながら、元気いっぱい保育を目指していきたいと思っています。



いし だ ま お 石田 麻央

所属／上下水道課

まだわからないことも多いですが、これからたくさんのかを学び、安心して暮らせるまちを皆様と築いていきたいです。



うえ の はる か 上野 晴香

所属／青郷保育所

子どもの成長を見守りながら、共に成長していける保育士を目指しています。精一杯がんばります。



ひがしやま さと し 東山 哲士

所属／防災安全課

生まれ育った高浜町の魅力を多くの人に伝え、高浜町に貢献できるように一生懸命がんばります。



やま ざき ゆ き 山崎 由貴

所属／福祉課

今年度よりお世話になります。まだまだ勉強中ですが、住民の皆様のお役に立てるよう一生懸命がんばります。

退職しました

3月31日付

お世話になりました

- ・浅田 眞弓【青郷保育所】
- ・稲生 冴香【まちづくり課】
- ・松岡 一久【教育委員会】
(青葉山青少年旅行村)
- ・北村 知裕【教育委員会】(給食センター)
- ・岸本宇多子【高浜中学校】
- ・浦西 育江【和田保育所】

※【 】は退職時の所属



地域おこし協力隊紹介

地域おこし協力隊とは、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域協力活動に従事してもらうというものです。総務省が行う取り組みで、協力隊員は最長3年間まで活動費等の支援を受けることができます。高浜町では、昨年4月から活動されている山本周作さんと今年の4月から新しく赴任された高田慎平さん、堀口隆生さんの計3名が、地域おこし協力隊として色々な方面で町の活性化に取り組んでいます。



たか だ しん べい
高田 慎平さん

今年度より地域おこし協力隊としてブルーフラッグの取得にむけて活動することになりました。内浦地区の鎌倉出身です。大阪に8年間出ていて広告関係の仕事をしていたので、ブルーフラッグの活動では広報で活躍できればと思っています。

高浜へ最近戻ってきましたが、昔より活気づいているのかなと感じました。僕もみなさんに負けないようにがんばって高浜の海をPRしていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。



ほり ぐち たか お
堀口 隆生さん

4月から地域おこし協力隊として、青葉山麓や葉草栽培などを中心に活動を行います。高浜町今在家出身です。

高浜町の一番の魅力といえば、若狭富士と称される「青葉山」ときれいな「浜と海」があることだと思います。山や海で町民の皆さんによる様々な活動が活発な高浜町。これから山や海を問わず、多くの町民の皆さんに活動に関心を持っていただけるよう、頑張っていきたいと思っています！

よろしくお願いします。



やま ちと しゅう さく
山本 周作さん

昨年4月から高浜まちづくりネットワークでイベントを中心に活動し、おかげさまで、高浜町内のいろんなひと・もの・ことを知ることができました。また、活動中に家族も1人(次男)増えました。少しでも、地域の活性化になればと思います。

昨年度は、受身的なところがたくさんあったので、今年はどんどん自分の意見も出していききたいと思います。また、昨年学んだ経験を活かし、高浜町のために、活動していきたいと思っています。

自主防災組織のチカラ 第12回

町内の区長さんから声掛けをいただき、今年も住民の方々と意見交換をする機会をいただいています。全国各地でこれだけ地震や、台風、大雨などの自然災害が多発すると、普段、防災に関心の無い方も心の片隅ではいざという時が気になってくるというものです。「必要なことはわかっているが…」「責任の重たい役になった場合は荷が重い」といったご意見や「地区として災害に対してどう取り組むのか」という課題について意見交換をさせていただきます。しかし、いつ来るのかわからない災害に備えるということは、簡単なものではありません。ひとつひとつの問題点や小さな疑問を地域の皆さんと一っしょになって、普段から考えることが地域防災(自主防災)の取り組みでは大切だと考えています。自主防災



の取組みは気の長い長距離マラソンではなく、毎日気軽に行うウォーキングのようなものと捉えて、普段の地区の活動や行事に取り入れながら取組むのも防災活動の一つです。当たり前のことですが、それぞれの地域ごとに地域のウィークポイント(弱点)が違い、



どう防ぐ(防災)かも違います。

地域の避難場所や避難の経路、そして避難時に必要な道具や物も地域が違えばニーズも変わったものになるでしょう。何より、避難の時に支援が必要な人は地域のどこにいるのか？どのように避難させるのか？といった課題もあって、より地域に密着した考え方が出来るのが自主防災組織なのです。

地域の皆さんで話し合い、考えることが防災力向上の第一歩です。自分の「出来ることから」「関心のある事から」防災を日常的な地域活動の延長線上に位置付けて「自主防災組織」の結成、活動に繋げていってほしいと考えています。

◇「地区の防災」「自主防災組織」に

についてのご相談／防災安全課 ☎(72)7701

平成27年度高浜町 スポーツ少年団結団式

中央体育館にお

4月19日(日)

いて開催され全11単位団205名が参加しました。団員を代表し、高浜柔道スポーツ少年団崎山尊斗^{たけと}さんが団員誓いの言葉を述べた後、各単位団の活動報告と本年度の目標、抱負を発表しました。



第43回高浜町各区対抗 軟式野球大会

5月10日(日)

中央球場を中心に開催され18チーム約291名が参加、熱戦を繰り広げました。結果は次のとおりです。



・優勝／蘭部区
・準優勝／安土区



平成30年福井国体に向けた 大会のご案内

高浜町では平成30年福井国体に向けて、今年は下記日程で国体開催競技が行われます。ぜひ一度大会々場にご来場いただき、直接競技をご覧になってください。(開始時間は変更になる場合があります)

◆7月5日(日) '15県民スポーツ祭「アクアスロン」

●時間／午前9時～ ●場所／和田海岸

◆7月11日(土)～12日(日)

ビーチラグビー中部大会

●時間／午前8時30分～ ●場所／和田海岸

◆8月2日(日) '15県民スポーツ祭「セーリング」

●時間／午前9時～ ●場所／和田マリーナ

◇問い合わせ／教育委員会 ☎(72)7725

約2,000人あまりの来客者で にぎわいました!

4月26日(日) よこつみ農園ピクニック

第2回を迎えた「よこつみ農園ピクニック」は、10時の開催を待たずに駐車場が満車になり、区民の方によるぜんざいの振る舞いも、開始約1時間で予定数を超える盛況ぶり。

赤ふん坊やがフルタイムで会場を回り、イベントを盛り上げていました。また、水面にはオシドリをつがいが見せるなど写真家を喜ばせました。訪れた人々は、色とりどりの芝桜が広がる田園風景をカメラに収めながら苑内をゆっくり散策し、楽しいひとときを過ごしました。



民生委員

児童委員活動を知らう

民生委員活動を誇りに想う



民生委員 スくあるべし

小さい頃から、母親が「他人から、あんな人だったら民生委員になつてほしい」と言われるようになったら、それはその人が人間として一つの信頼を勝ち得た証拠だ」と良く聞かされていました。

それで自分の中では民生委員というのは、よほど立派な人がやるものだと思っていました。でも実際は民生委員って何をする人なのか、はっきりとは理解していたわけではありません。今、自分がその立場に立つてみると、自分はそれほど立派でもないし、今後大きく成長する事もない、ただひたすら正直だけが取り柄の、ごく普通のオッサンだと感じています。

そして、民生委員・児童委員が取り組むべき問題は、地域や人によって様々です。活動を通じて社会の役に立つ、困っている人を救ってあげよう、などと上から目線で務まるものではないと有りません。

地域で遭遇する問題を素直に受け止め、自分だけで抱え込まず、地域の住民や関連機関の協力を得て、地域にもっともふさわしい解決策を提案出来るように自分の身の丈に合った活動を誠心誠意やっていく。民生委員の使命はそういうものだと思つては考えています。

銭形平次は民生委員だった？

時代劇ファンならずとも 銭形平次といえば、あの凛々しい姿とテーマ曲を知っている方は多いでしょう。銭形平次は岡つ引きという役職です。

彼らの仕事は、実際にはあのように犯罪者を捕まえて手柄を上げる、ということは殆ど無く、実際は町内の見回りをしながら、住民の相談に乗ったり、気がかりな住民の安否確認、防犯活動、住民と役所(番所)とのパイプ役などというのが本当らしいです。

ちょうど現在の民生委員のような仕事だったという一説があり、自分では

るほど、と一人納得しています。

4年半で得たもの

なんと言つても それは人との出会いでしょう。この役職をしていなかったら、たぶん、地域のことや、社会の仕組みをあまり理解しないまま、偏屈なオジサンのまま、それなりに年取って過ごしたと感じています。活動を通じて、かなり多くの人との出会いがあり、活動外でも日常の情報交換や交流をする人脈が、飛躍的に増えました。町で会つても 挨拶を交わす機会が多くなりました。それにより更に新しい

趣味や、農業経営の幅も拡大しております。

また、行政や福祉関係の仕組みにもそれなりに理解が深まり、地域の方々に少しずつではありますが、知識が深まり情報提供やアドバイスが出来る様になってきました。こうしたことも民生委員児童委員として、取り組んだ結果だと考えています。

今後得たことを誇りに想い地域での相談や情報提供など民生委員活動に取り組んでいきたいと思ひます。

高浜町民生委員児童委員協議会

関屋・六路谷・森田担当 藤崎 明伸

個人的活動

民生委員に選ばれ、地域のボランティア活動の一環で紙芝居の読み聞かせ活動をはじめました。昨年の春には福井県民生委員児童委員協議会の広報誌でも紹介されました。



・絵本、紙芝居の読み聞かせ

(図書館ボランティア全6名)

・童謡などの演奏・歌唱

- 対象／町内(児童、高齢者中心に)
- 活動／毎月数回出張
- 活動歴／約2年

この読み聞かせ活動は町の放送でも定期的に案内しております。興味をお持ちの方は、是非ご参加ください。お子様はもちろん大人の方にも喜んでいただけるものと確信しております。



児童手当

次世代の社会を担う児童の健やかな育ちに寄与するために、児童手当が支給されます。 ◇申請先／福祉課
(保健福祉センター内)

支給対象

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。
※父母ともに収入がある場合は、生計中心者(継続的に所得が高い方)に支給されます。

支給額

児童手当の対象となられた方は、下記のとおり申請した翌月から児童手当が支給されます。

区 分		児童手当
0歳～3歳未満(一律)		15,000円
3歳～小学6年生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生(一律)		10,000円
所得制限超過世帯		5,000円

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を、年長から順に数えていきます。

手続き

所定の書類に必要事項を記入・押印し、役場福祉課(保健福祉センター内)に申請してください。

また申請者の条件によって必要な書類が異なりますので、該当者は前もってお問い合わせください。

支給月

手当は、認定請求した日の属する翌月分から支給され、年3回、支払月の前月分までの分が支給されます。



支払日	支給対象月
6月10日	2月～5月分
10月10日	6月～9月分
翌2月10日	10月～翌1月分

※支払日が土、日、祝日にあたるときは、その直前の金融機関が営業している日

所得制限

前年度の所得(1月～5月については前々年度の所得)で審査します。

扶養親族等の人数	所得額	扶養親族等の人数	所得額
0人	622.0万円	3人	736.0万円
1人	660.0万円	4人	774.0万円
2人	698.0万円	5人	812.0万円

現況届

毎年6月に、受給資格を確認するため、現況届を提出していただきます。現況届の提出がない場合、その年の6月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

◇12、13ページの問い合わせ／福祉課 ☎(72)5887(高浜町保健福祉センター内) 〒919-2201 高浜町和田117-68

各種サービス	対象者	内容
タクシー助成乗車券	身体障がい者1級、2級(下肢・体幹・視力のみ)、3級(下肢のみ)、知的障がい者A・B、精神障がい者1級～3級 ※自動車税の減免を受けている場合は対象外	基本料金のみ対象(年間48枚限度)
有料道路通行料金割引	身体障がい者本人が運転される場合または重度の身体障がい者・知的障がい者を介護する方が乗車される場合	割引率: 5割引
NHK放送受信料の免除	障がい者が世帯構成員であり町民税非課税世帯の場合 視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合、重度の障がい者が世帯主の場合	全額免除 半額免除

障害福祉に関する相談

委託相談支援事業所

●身体知的障がいの相談／相談支援センター若狹ねっと ☎0770-62-0025
●精神障がいの相談／若狹つくし ☎52-1201

高浜町障害者相談員

・橋口敏子(湯谷)
・熊谷春子(小和田)

児童扶養手当

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当が支給されます。

◇申請先／福祉課

(保健福祉センター内)

支給対象

次のいずれかに該当する18歳未満の子ども(障がいがある場合は20歳未満)について、その子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に、母親または父親、もしくは養育者の人に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母または父が死亡した子ども
- ③母または父が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母または父の生死が明らかでない子ども
- ⑤母または父が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑥その他(母または父が1年以上遺棄している子ども、母または父が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

支給額

受給資格者(ひとり親家庭の母や父など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等によって、全部支給、一部支給、支給対象外の区分が決められ、その区分に応じた手当が支給されます。

児童数	全部支給	一部支給(※所得に応じて)
1人	月額42,000円 (平成27年4月～)	月額41,990円～ 9,910円まで (平成27年4月～)

※第2子については月額5,000円、

第3子以降については1人につき月額3,000円が加算されます。

支給月

手当は、認定請求した日の属する翌月分から支給され、年3回、支払月の前月分までの分が支給されます。

支払日	支給対象月
4月11日	12月～3月分
8月11日	4月～7月分
12月11日	8月～11月分



※支払日が土、日、祝日にあたるときは、その直前の金融機関が営業している日

手続き

所定の書類に必要事項を記入・押印し、役場福祉課(保健福祉センター内)に申請してください。また、申請者の条件によって必要な書類が異なりますので、該当者は前もってお問い合わせください。

現況届

毎年8月に、受給資格を確認するため、現況届を提出していただきます。

現況届の提出がない場合、その年の8月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

“障がい”をお持ちの方へ

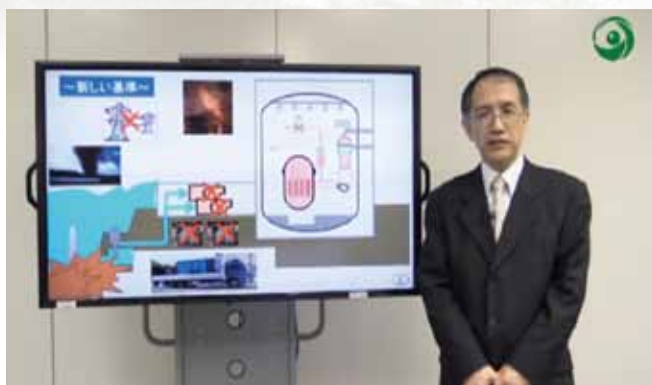
次のような手当、制度及びサービスがあります。

各種手当／制度	対象者／内容	手当額／掛金(月額)
特別児童扶養手当	身体障害者手帳1級～3級程度(4級の一部)または療育手帳A程度(Bの一部)の障がいのある20歳未満の児童を養育している方	1級…51,100円 2級…34,030円
障害児福祉手当	20歳未満で、心身に重度の障がい(身障1・2級程度、療育A程度)があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方	14,480円
特別障害者手当	20歳以上で、心身に重度の障がいを重複するか、単一の重度障がいであって日常生活において常時介護を必要とする在宅の方	26,620円
障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。	掛金月額(1口当たり) 9,300円～23,300円 ※加入者の年齢に応じて決定

いま考えよう

エネルギーと原子力

高浜町では、高浜発電所3、4号機の新規制基準適合性審査結果を住民の皆様にご理解いただくことを目的に、原子力規制庁が作成しました説明ビデオを平成27年3月3日(火)から15日(日)まで、有線放送092チャンネルにて放映させていただきました。



ご視聴された住民の皆様のうち27名の方から42件のご質問やご意見をいただきました。多くの方から貴重なご意見、たくさんのご質問をいただきありがとうございました。今月号では、その中からビデオの審査結果に関するご質問の32件について、原子力規制庁の回答を掲載させていただきました。

いただいたご意見等につきましては、今後、高浜町の防災計画や避難計画の充実を図るための参考とさせていただきます。

1. 津波対策について

Q 高い防潮堤が作られたようですが、東日本大震災の津波は、もっと高いものであった。この高さで防護できるのか。

Q 10mの津波が来ない保障はどこにあるのか？

A ・新規制基準では施設の津波に対する設計に用いられる基準津波について、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものを策定することを要求しています。

また、津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮して数値解析を実施し、策定することを要求しています。

・原子力規制委員会は、申請者が実施した津波評価の内容について審査した結果、本申請における基準津波は、津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮して適切に策定していることから、新規制基準に適合していることを確認しています。

2. 地震対策について

・なお、基準津波は、施設からの反射波の影響が微小となるように施設から離れた沿岸域の位置(音海半島から北方に約2km離れた海域の水深55m地点)における時刻歴波形として策定されるものであり、この基準津波に基づき各施設・設備等の設置位置において、施設の津波に対する設計に用いられる入力津波が策定されることとなります。

Q 高浜町や嶺南地域では、あまり大きな地震が起きることがないのに、大きな地震を想定しすぎているように思える。誰も責任逃れのために安全対策が過剰になっている感じがする。一般的にやらなくてよいことをやりすぎると、やるべきことをしなくなる。このような側面を考慮したのか、コメントしてほしい。

A ・原子力発電所においては、以前から、基準地震動を上回る地震動が観測されることがありました。また、東日本大震災により、福島第一原子力発電所に当時の想定を上回る津波が来襲しました。

・原子力規制委員会としては、これらの教訓を踏まえ、福島第一原子力発電所事故と同様の事故を防止するため

に必要な要求事項を規制基準として制定し、これに従い、科学的、技術的な審査を行いました。

Q 地震対策の説明で、550ガルから700ガルという説明があったが、ガルの意味が分からない。

A ガル($\text{gal} \equiv \text{cm}/\text{S}^2$)は加速度の単位で、地震の揺れの強さを表す際に用います。

Q 発電所の中には無数の配管があります。福島第一原子力発電所の災害は、津波が原因であると認識していますが、一部報道によりますと、地震が原因で多くの配管が壊れたなどと言われています。重大事故に結びつく配管はたくさんあると思います。が、地震対策は大丈夫なのでしょうか。東日本大震災のような大きな地震があっても本当に耐えられるのでしょうか。

A ・今回の審査は、福島第一原子力発電所事故を踏まえて定めた新規規制基準への適合性を確認したものであり、地震、津波といった自然現象の想定や、重大事故に対応するための設備及び手順等の実現可能性などを厳しく審査しました。

・配管についても、耐震重要度に応じて分類し、基準地震動等に対して安全性を確保する設計方針であることを

確認しています。

3. 斜面の安定性について

Q 土砂崩れ防止のため、発電所周辺の山の斜面を削っていますが、かえって危なくないのでしょうか。山肌がむき出しになって今にも崩れそうで心配です。

A ・高浜発電所では、斜面の崩壊に伴う重要施設への影響を防止するための対策として、斜面の比較的強度の弱い岩盤を除去することしたり、斜面の傾斜を緩やかにすることや重要施設と盛土斜面との離隔距離を確保することを目的に、斜面を切削したりする工事が行われています。斜面の切削後は、表面を吹き付けコンクリートで覆うなどの工事も行われる予定です。

・斜面の安定性評価の審査においては、これらを講じた状態をもとにして審査を行いました。

4. 内部溢水対策について

Q 内部溢水対策で水に漬かったり、水がかかっても壊れないことを確認したとあるが、本当に試して確認したのですか？

A ・内部溢水対策として、原子炉の安全停止等のために必要な防護対象設

備を特定して、溢水の影響により安全機能を損なうおそれがある水位を評価し、その水位より設備を高く設置する等の対策を行う方針であることを確認しています。

・また、保護力バーを設置することで設備の健全性が確保されることを、実際に設置されている設備に水がかかるとような条件を考慮した被水試験により確認する方針であることを確認しています。

5. 悪影響対策について

Q 安全対策の数が多すぎると感じました。有事の際には、かえって機能しなくなるのではないかとさえ思いました。シンプルズベストという言葉もあります。対策同士が邪魔しあわない、ぶつからないといった全体的な観点から安全審査がなされているのか否かがよくわかりませんでした。解説してください。

A ・新規規制基準では、重大事故等対処設備は、他の設備に対して悪影響を及ぼさないことを求めています。

・高浜発電所の審査では、重大事故等対処設備が、他号炉も含めた原子炉施設の他の設備に悪影響を及ぼさないよう、例えば、ポンプが誤作動しても水が流入しないよう、通常時には弁を

閉止しておくことや使用時のみフレキシブルホースを取り付けることによつて他の設備へ影響を及ぼさない設計とすることなどを確認しています。

6. 重大事故対策について

Q 二重三重の事故防止策が設けられているようだが仮に福島原発事故のようなメルトダウンを起こすまでの時間はどれくらいなのか。福島より時間はかせげるのか。(避難の時間にも関係してくる)

A ・まず、炉心を損傷させないことが重要であり、炉心損傷防止対策が有効であることを確認しています。その上で、仮に炉心損傷の発生を想定した場合でも格納容器を破損させないよう、格納容器破損防止対策が有効であることを確認しています。

・仮に電源が一斉に喪失し、原子炉の冷却水が急激に失われるといった、福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定した場合、全交流電源喪失から20分程度で炉心溶融に至り、1.5時間程度で原子炉容器が破損するものの、この場合でも対策により格納容器の破損が防止できるという解析例が示されています。

7. 放射性物質の 拡散抑制対策について

Q 原子力発電所の事故で原子炉格納容器が破損し、放射性物質が大気中に放出された場合に、放水砲で打ち落とすとされていますが、目に見えない放射性物質をどうやって捕えるのでしょうか。

Q 放射線の含んだ外気に海水を撒き散乱を防止する対策があげられているが、周囲の環境に問題があるのでないか。

A ・新規制基準では、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質が大量に敷地外へ放出される事態を招かないため、原子炉を「止める」「冷やす」「閉じ込める」対策の強化に加えて、放射性物質の拡散を抑える設備の設置を求めています。

・格納容器が破損した場合には、格納容器頂部へ放水することで放射性物質の拡散を抑制し、破損個所が確認できる場合には、そこに放水するといった、より効果的に拡散を抑制することができると考えています。なお、放射性物質は蒸気等とともに放出されることから、この蒸気等が見えるものと考えられます。

・なお、空気中の微粒子状放射性物質が、降雨により捕らえられる効果があることが知られており、雨量に比べ

て多量の水量が確保できる放水砲により、大気中に浮遊する放射性物質の拡散を抑制する効果があると判断しています。また、浮遊する微粒状放射性物質を水スプレーにより捕集する実験が過去に行われており、その効果が確かめられています。

・審査では、放水砲等により放水された水が敷地内から海へ流出する複数の出口に海底まで届くシルトフェンスを二重に設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する方針であることを確認しています。

・敷地内の雨水等が流れる流路には、放射性物質を吸収しやすい放射性物質吸着材を配備して海洋への放射性物質の拡散を抑制する対策を行う方針であることを確認しています。

8. 汚染水対策について

Q 冷やす対策について、多量の海水を使用することになりますが、汚染された海水の処置はどうするのか福島でも大きな問題である。

Q 事故が起こった場合、汚染水が出ないのですか？海は汚染されないのでしょうか？

A ・福島第一原子力発電所におけるような汚染水については、まず、これを発生させないことが重要であり、新

規制基準では、仮に、炉心が損傷した場合でも放射性物質が格納容器から流出しない対策を要求しています。

・また、重大事故等の発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であることを確認しています。

9. 大規模損壊への 対応について

Q 航空機進入テロ対策を想定した場合、高浜原発の原子炉の強度は問題ないのでしょうか。設計上確認されているのでしょうか。

Q 日本にダメージを与えるに効果的なのは、原発にミサイルを一発ぶち込めば良い、と考えることは当然です。今大切なことは、日本海側にある原発の土木的環境等の基準ではなく、対外国・対空的な対策です。これをどうするか、その対策を考えて欲しい。

Q 高浜発電所が、航空機、ミサイルなどの攻撃を受けても大丈夫なのか心配している。高浜発電所では、テロ対策は十分にできているのか。

A ・新規制基準では、重大事故においても、原子炉を「止める」対策、「冷やす」対策、放射性物質を「閉じ込める」

対策を求めている、その対策の有効性を確認しています。しかし、新規制基準では、これで満足するのではなく、想定を超える自然災害や、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる被害も考えて、放射性物質の放出低減のための体制整備を求めています。

・例えば、高浜発電所においては、事故対応を行う要員を発電所内及び所外の複数の集集場所に分散して配置すること、故意による大型航空機の衝突や航空機燃料による大規模な火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順を整備すること、中央制御室での監視及び操作が行えない場合の手順を整備することなどとしています。

また、電源車や放水砲などは、同じ機能を持った機械が同時に使えなくなることがないように、設備同士の距離を十分に離して、複数箇所に分散して保管するといった対策を講じることとしています。

・これらのテロ対策を含めた大規模損壊対策の詳細な内容については、セキリティ上の観点から、審査を非公開で実施するとともに、その資料の公開も控えてあります。

・なお、ミサイル攻撃などの武力攻撃により原発が狙われる事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護

法に基づき、必要な対策が講じられることとなります。

10. 緊急時対策所について

Q 免振重要棟の建設計画はどうなったのでしょうか。建設しなくても再稼働させてもよいのですか。

A 「免振重要棟」といっのは新規制基準において使われている言葉ではありません。法令上は、地震に耐える「緊急時対策所」を設置することを要求しており、審査では、緊急時対策所を耐震構造とすることにより機能を確保し、基準に適合していることを確認しました。

Q もしもの際、被害を最小限に食い止めるため、まさに、その現場で活躍することになる、関電社員さんと、関連業者の社員さん、そして、町としての対応作業にあたる関係の職員さん。「これらの一番重要な立場かつ弱い立場の方達が、まさにその時、安全に作業にあたって頂ける、安全が確保されているスペースがあつて、スペースの運用についてのソフト面」という事項も、新規制基準の中にありますか？どのようによりグリードアップされていますか？

A 緊急時対策所を1、2号炉原子炉

補助建屋内に設置し、重大事故に対処するために、周辺線量率等の監視や情報通信、換気空調設備等の必要な機能を有し、関電社員、関係業者等のうち放射性物質が放出されている間においても、事故対処に必要な指示を行う要員に加え、放射性物質の拡散を抑制する要員を収容することができ、飲料水、食料、防護具等を備えることを確認しています。

11. ソフト対策について

Q ある地域では、津波が到達する10分前には作業をやめ避難するように決めたというニュースを見ました。万が一事故がおきたときに、誰が指揮をとり、どのような作業にあたるのか(必要なか)など具体的に決まっているのでしょうか？事故の対応をするために誰かが犠牲になるのは違うと思います。

A ・福島第一原子力発電所事故の教訓により、所長を本部長として、運転操作、電源復旧、注水等の活動がプラント毎に行えるよう作業班を設置するとともに、必要な要員等合計118名を確保して発電所対策本部を設置し、重大事故等が発生した場合にも対処できるよう設備を整備するとともに、関連する手順書、体制の整備が行われる

方針であることを確認しています。
・また、重大事故等発生時における事象の種類及び事象の進展に応じた的確かつ柔軟に対処できるよう、各要員の役割に応じた教育及び訓練を継続的に実施することを確認しています。

Q ソフト面の対策について。発電プラントの安全運転管理は電力会社の社員また現場で働く従業員が(住民の命を守る)認識のもと徹底した管理、教育訓練・迅速な判断など不可欠であり、規制委員会では電力会社にどのように指導されているのか。

Q 発電所の設備というハード面ばかりを強固にすれば、それだけで安全は確保できるのでしょうか？ハード面とソフト面との調和で安全が確保できている。人というソフト面においては、「人員確保をしている」と説明されていますが、どのような訓練をしているかなどソフト面での説明がない。あまりにもハード面ばかりが重視されている。これを運用するヒューマンパワーのスキルとモラルを説明して頂きたい。

Q 福島原発の事故のとき、東京電力の本社と現場とのやり取りを見ていたが、指揮命令が無茶苦茶で大混乱

の様相でした。そこに、政府が横やりを入れたような指示をだし、大混乱に拍車がかかったようでした。現実には事故が起こった場合には、現場は大混乱することはあると思いますが、冷静沈着な行動がとれるような準備や訓練ができていますのでしょうか。特に通信・連絡手段がうまく機能するのが心配しています。

A ・今回の審査では、設備の設計などのハード面だけではなく、事故時の指揮命令系統や多様な通信手段を含め手順、体制が整備されているか、要員の力量管理や訓練がなされるか、本店や他事業者等の発電所外部からの支援体制及び役割分担が明らかになっているか、対策の実現可能性があるかといった、ソフト面についても確認しています。

・今後、通信・連絡や事故対処訓練の状況等、実際に適切に運用されるかについて、定期的な現場検査(保安検査)で継続的に確認していきます。

12. 外部支援について

Q 高浜発電所へは県道が一本あるだけである。このルートの途中で、地震や洪水などが崩れが発生した場合、誰も発電所に行くことができないくなる。

Q

もしもの際、被害を最小限に食い止めるため、外部からも応援が入ることになると思いますが、福島とは違い現場までの道路が限られておりますので、「外部車両や、必要機材が、安全に、すみやかに、ガレキ、路面寸断、放射線に、はばまれることなく、現場へたどりつけるためのハード面と、その運用についてのソフト面」という事項も新規制基準の中にありますか？

A

今回の審査では、津波、豪雨等の自然災害を考慮し、複数のルートを予め選定した上で、これらの中からアクセス可能なルートを選択し、必要な時間までに召集できるという訓練の結果が示されていることを確認しています。また、発電所内であらかじめ用意された設備、燃料等により、7日間 は外部支援を受けずに必要な事故収束対応を継続できること及び、召集に時間を要する場合も想定し、発電所構内の最低要員数により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整えることを確認しています。

13. 審査体制・審査期間について

Q

専門家が技術的にちゃんと審査したのであれば、素人の私は信じるし

A

かないかと思っている。ところで、新聞や雑誌には、原子力発電所の実務に詳しくない人たちがまでが審査業務にあたっていると書いてあったが、本当ですか？ 本当なら安心できないと思います。

A

・原子力規制委員会は、独立した立場で、科学的・技術的見地から審査し、自ら責任を持つて判断をすることが役割です。審査は、委員及び規制庁職員に加え、昨年3月1日に原子力規制委員会に統合したJNES(独立行政法人原子力安全基盤機構)が蓄積した専門的知見等を活用しつつ進めてきたものであり、また、必要に応じ、外部専門家の意見を聴取してきました。

・各審査官の専門性としては、原子力発電所の実務以外にも、耐震設計、炉物理、品質保証、法令など多岐にわたっており、それぞれの専門性も活かしながら審査に注力しています。

Q

原子力規制委員会が2012年9月19日に発足して以来、2年半におよび専門家がたっぷり時間をかけたのだから、厳しく正しく安全審査がなされたものと信じている。当初、原子力発電所が新規制基準に適合しているかどうかの判断は、半年程度で行うと責任者が言っていたはずであるが、なぜこんなに遅くなってし

まったのか理由を聞きたい。原子力規制委員会、規制庁の仕事は遅すぎ

A

・原子力規制委員会は、科学的・技術的見地から、原子力発電所の規制に必要な基準を設定し、原子力発電所がその基準に適合しているか否かを確認するという役割を担っています。今般の審査は許可という重要な法律行為に係るものであり、基準適合性を厳格に確認してきました。

・重大事故対策等の新たな要素も多く、事業者のみならず、規制側としても大きな挑戦でしたが、審査については原則として公開で積み重ねられてきたとおりです。

・なお、審査は、申請者から、申請書や関連の資料によって、基準への適合性が十分に説明されることが不可欠であり、これらの対応状況によって審査の進捗が大きく影響されたこともご理解頂ければと思います。

14. 工事計画、検査について

Q

原子力規制委員会は、実施対策の現場調査を行っておられるようですが、実施した対策が実際に設計を満足しているか確認されているのでしょうか。原子力発電所における安全のための品質保証規定は、保安活

動の規定をしているようで、設備に対する設計審査をしているようには見えませんでした。

Q

地震対策、津波対策の計算は、原子力発電所建設の仕様で考えますと環境条件に相当します。これは原子力発電所建設以前に行い、建設場所に対応した基準を設けて、国が環境条件として電力会社に義務付けるべきと思いました。

Q

今後原子力発電プラント建設が始まる場合は、上記の様な設計審査を行い、新基準の仕様を満足しているか確認したのち建設に取り掛かる。建設の過程においても、設計どおりに建設されているか工程監査する。このようにされては如何でしょうか。

A

・原子力発電所に設置されている設備が、実際に新規制基準に適合していることの確認は、原子炉等規制法という法律に基づき、いくつかの段階に分けて行います。

・まず、「設置変更許可」として、発電所の基本的な設計や設計方針について、新規制基準に適合するために変更しようとする内容を確認します。今回の設置変更許可はこの段階です。具体的には、どのような設備をどのように用いて安全確保を行う方針かといったことを確認します。

・その後、「工事計画認可」として、変更する内容のより詳細について、設置変更許可した内容や技術基準に適合していることを確認します。具体的には、建物や設備の強度や耐震性、設備の性能等を確認します。また、設計及び工事に係る品質管理の方法についても確認します。

・そして、実際にこれらの設備の設置が終わり、施設を使用する前には、「使用前検査」として、原子力規制委員会の検査官が現地に赴き、設備の性能等について確認します。具体的には、審査で確認した設備がそのとおりに設置され、必要な性能を発揮できることなどを、事業者が行う検査への立会や検査記録のチェック等を通じて確認します。

・また、「定期検査」として、運転開始後も、継続的にこれらの設備が新規制基準に適合していることを確認します。

15. 絶対安全について

Q 規制委員会の田中委員長は、「安全が確保されたといわない」とニューズで発言していた。今回のビデオでは、「運転にあたり求めてきたレベルの安全性が確保されていることを確認した」というようなことを言っ

ていた。矛盾ではないか？安全なのか、それとも安全ではないのか。はっきりしてほしい。

A ・新規制基準では、重大事故の発生防止、重大事故の発生を想定した対策を求めている、これらにより、福島第一原子力発電所事故のような放射性物質の大量放出に至るような事故の発生可能性は極めて低く抑えられるものと考えています。

・これらの新規制基準への適合性を厳しく審査し、高浜発電所については、法律に基づいて、運転に当たり求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認しました。

・しかし、安全に絶対はありません。田中委員長の「安全が確保された」といわないとの発言は、絶対に安全と一口で断言することではないという趣旨です。

・原子力施設の安全性については、いわゆる安全神話に陥ることなく、最新の科学的知見に基づいて、不断に向上させるべきものであると考えており、原子力規制委員会としても、不断の努力をしていきます。

16. 住民からのご意見について

Q 安全審査の基本は、技術面での

チェックだと思うし、そこはしっかりとやってもらわないといけないが、審査の過程でもっと住民の声を聞き、住民の感覚を安全向上に生かしてほしかった。事故があったときに、最も影響が出るのは、私たち住民なのだから。

住民の顔を見て、住民の安全や幸せをもっと身近に感じながらチェックしてもらおうと、安全性がもっと向上するのではないかと思います。冷静かつ科学的だけれども、血の通った安全チェックを期待しています。よろしく願います。

A ・審査の過程は、審査を行っている適合性審査会合をインターネット動画サイトにおいて可能な限り生中継を行い、配布資料についても原則公開して審査の状況を見ることができるようになっております。

・その上で、審査結果の案については、意見の募集を行い、頂いたご意見も踏まえ、設置変更の許可の可否について判断を行っております。

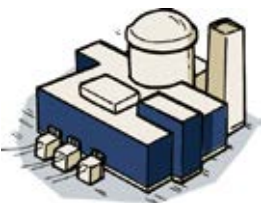
17. 運転延長について

Q 運転を再開するものと、廃炉になるものの収支のバランス。あるいは、安全な運転・安全な廃炉ですら人員の確保・安全、人員の方の普通の生

活の確保。この2点においても、運転40年を、年数延長することも現実的には、考えねばいけないと思いますが「実際どれくらい年の年数延長が可能か！」という事項も日頃お世話になっている現場の方達のためには大切であり、町民にとっても大切な事なので、新規制基準に項目はありませんか？

A ・一昨年(平成25年)7月に施行された原子炉等規制法では、発電用原子炉を運転することが出来る期間を、運転開始から40年とし、その満了までに認可を受けた場合には、1回に限り、20年を上限として延長することを認める制度(運転期間延長認可制度)が創設されました。

・具体的な延長期間については、新規制基準への適合性審査ではなく、運転期間延長認可申請に対する事業者からの申請を受け、個別プラント毎の審査の中で判断することになります。



赤ちゃん

スマイルベビー

要申込

●日時／6月2日(火)

午前10時～11時30分

●場所／保健福祉センター

●対象／妊婦さん・満1歳までの

赤ちゃんのご家族

●講座

◎妊婦ミニ講座

「体重のコントロール」

◎子育てミニ講座

「赤ちゃんの体を知ろう」

からだの発達」

●申込／前日までに申込が必要です。

◇申込・問い合わせ

保健課 ☎(72)2493

あかちゃん広場

申込不要

●日時／6月18日(木)午前10時～11時

●場所／保健福祉センター

●対象／生後6カ月～1歳2カ月の

お子さんご家族

●内容／親子ふれあい遊び

◇問い合わせ

保健課 ☎(72)2493

子ども

あそびの広場&
児童センターであそぼ

申込不要

●時間／午前10時30分～11時30分

●対象／保育所入所までの

お子さんご家族

●内容／笹舟リースを作ろう

●日程・場所

・6月10日(水)保健福祉センター

●児童センターであそぼ

●日程・場所

・6月12日(金)高浜児童センター

・6月24日(水)青郷児童センター

・6月26日(金)内浦公民館

◇問い合わせ

保健課 ☎(72)2493

わんぱくキッズ

要申込

●日時／6月23日(火)

午前10時30分～11時30分

●場所／保健福祉センター

●対象／1歳～保育所入所までの

お子さんご家族

●内容／ことばを豊かに育てるには

※食生活改善推進員さんより、おやつ
の提供もあり。

●講師／古橋進先生

●申込／前日までに申込が必要です。

◇申込・問い合わせ

保健課 ☎(72)2493

すこやか広場

申込不要

●日時／6月18日(木)午前10時～11時

●場所／町内各保育所

※行事等の関係で変更となる場合があります。
ります。

●対象／保育所に未入所の

お子さんご家族

●テーマ／所庭で遊ぼう

●内容／保育所を開放しお子さんと一
緒に遊んでいただける場を提供して
います。育児の悩みや保育所につい
てのご質問等もお聞きます。

◇問い合わせ

高浜保育所 ☎(72)0142

和田保育所 ☎(72)0256

青郷保育所 ☎(72)0887

内浦保育所 ☎(76)1130

保健課 ☎(72)2493

健康づくり

カンタン運動講座

●場所／保健福祉センター

●準備／動きやすい服装で、タオル・
飲み物を必ず持参してください。

●おとなのためのラジオ体操

●日時／6月9日(火)午後2時～3時

●申込／前日までに申込が必要です。

●さあきつとスリムトレーニング

●日時／6月23日(火)午後2時～3時

●申込／不要

◇申込・問い合わせ

保健課 ☎(72)2493

こころの相談
(無料カウンセリング)

要申込

●周囲に相談できずに悩み事や心配事
を抱えている方、臨床心理士が解決す
る方法を一緒に考えます。

●日時／6月2日(火)

午後1時～5時(1人1時間程度)

●場所／保健福祉センター

●カウンセラー／臨床心理士

藤井有香先生

※相談内容の秘密は固く守られます。

●申込／前日までに申込が必要です。

◇申込・問い合わせ

保健課 ☎(72)2493

人権

6月1日は

「人権擁護委員の日」

6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせ、次のとおり特別人権相談日を開設します。

●日時・場所／6月2日(火)

- ・午後1時～3時 和田公民館
- ・午後1時～5時 三松センター

毎月1回、瑞祥苑において人権相談日も開設しています。一人で悩まずお気軽にお越しください。

◇問い合わせ

三松センター ☎(72)2080

「子どもの人権110番」強化週間

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置しており、今年も次の期間に強化週間を設けます。相談は無料です。いじめ・体罰・虐待など、ひとりで悩まずにお電話ください。

●受付時間／

- ・6月22日(月)～26日(金)
午前8時30分～午後7時
- ・6月27日(土)～28日(日)

午前10時～午後5時

●電話番号／0120(007)110

※IP電話からは接続できません。

◇問い合わせ／

福井地方法務局人権擁護課

☎0776(22)4210

その他

浄化槽を設置(管理) されているみなさまへ

ご存知ですか、

浄化槽設置者の四大義務！

浄化槽が正常に機能していないと、周囲に悪臭が漂ったり、汚水が側溝に流れ出したりし、不衛生な状態になります。このため法律により次のことが義務付けられており、守られていない場合は、罰せられることがあります。

①法定検査(有料)

◎設置後の水質検査(七条検査)

浄化槽を使い始めて3ヶ月経過してから5ヶ月以内に受ける検査
(設置後1回のみ)

◎定期検査(十一條検査)

毎年1回定期的に受ける検査

②保守点検(有料)

汚水が正しく分解処理されるよう定期的な点検が義務付けられています。

◎通常の一般家庭用小型合併浄化槽で4ヶ月に1回

③清掃(有料)

機能を十分に発揮させるために浄化槽にたまった汚泥や異物などの引き出し及び機械類の洗浄や清掃が義務付けられています。

◎年1回(6ヶ月に1回の場合もあります)

④日常の管理(自己管理)

浄化槽の正常な機能を妨げる殺虫剤や洗剤など流入させない、ブロワの電源を切らないなど、通常管理です。

法定検査・保守点検・清掃委託業者

業者名	法定検査	保守点検	清掃業務
(一財)北陸公衆衛生研究所 ☎0776(22)0491	○	△	△
高浜環境㈱ ☎0770(72)6617	△	○	○
(有)大飯環境サービス ☎0770(77)2377	△	○	○

※保守点検業者、清掃業者が平成25年5月より変更になっていますのでお間違いのないようご注意ください。

※法定検査は福井県の指定機関、保守点検は福井県の登録業者、清掃業務

は高浜町の許可業者でなければ実施できません。

◇問い合わせ

上下水道課 ☎(72)3611

「ふくい健康長寿祭 2015」が開催されます

高齢者のためのスポーツ大会です。

●日時／9月19日(土)

午前10時～午後4時
場所／鯖江市周辺

●対象者／60歳以上の高齢者

●種目／ラージボール卓球、テニス、ソフトバレーボール、ゲートボール、ふれあいダンス、囲碁、将棋など各種スポーツ大会、ステージイベント

◇問い合わせ／福祉課

☎(72)5887

65歳以上の方の 介護保険料通知について

平成27年4月1日より高浜町の介護保険料の基準額が変更となりました。対象者の方それぞれに保険料額が異なります。対象者の方には個別に通知させていただきますので、ご理解ご協力の程よろしく願います。

◇問い合わせ／福祉課

☎(72)5887

行政相談委員が 変わりました

任期満了に伴い、行政相談委員の改選が行われ、次の方が新しく委嘱されました。

・濱田守好氏(大西区)
・平田寛明氏(青戸区)

●任期／平成27年4月1日～

平成29年3月31日

※行政相談委員は、総務大臣が任命した有識者で、国の行政に関する苦情や意見要望等について、相談を受け、その解決や実現の促進を図ります。
※定例行政相談は、毎月第3水曜日に、役場1階住民相談室で開催しています。

◇問い合わせ／

総務課 ☎(72)7700

交通災害共済の加入申込 忘れていませんか？

交通災害共済は、万一交通事故にあった際の見舞金が支払われる共済制度です。年間500円で加入できるお手頃な見舞金制度ですので、是非ご加入ください。

●共済期間／申込日の翌日～

平成28年3月31日

●加入資格／加入申込時に

高浜町に住民票のある方

●加入掛金／1人年額 500円

●申込手続／3月中に各世帯宛に送付しました加入申込書により、福井銀行又は高浜町役場1階出納室で加入手続きを行ってください。

◇問い合わせ／

防災安全課 ☎(72)7701

JCHO若狭高浜病院 からのお知らせ

救急告示病院の指定を受けました

若狭高浜病院では、5月9日より土・日曜日における夜間の救急外来を再開しました。これにより常時救急患者さんの受け入れ態勢が整いました。急患の方は若狭高浜病院までお問い合わせください。

4月より耳鼻咽喉科を開設しました

耳・鼻・のどなどの症状でお困りの方はご相談ください。

●診療受付時間／

【月曜日】 午後1時30分～4時

【木曜日】 午前8時～11時30分

◇問い合わせ／若狭高浜病院

☎(72)0880

事業主の皆様へ

労働保険の年度更新は お早めに！

労働保険(労災保険・雇用保険)に係る平成26年度分の確定保険料と27年度分の概算保険料の申告・納付手続きを行っていただく時期になりました。労働保険の年度更新申告書をご記入いただき、労働保険料の申告・納付をお願いします。

(申告書は5月30日に発送されます。)

●提出先／福井労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局

※年度更新の手続きは、電子申請でも受付をしています。

●申告・納付期間／

6月1日(月)～7月10日(金)

(土・日曜日は閉庁)

◇問い合わせ／

福井労働局 労働保険徴収室

☎0776(22)0112

福祉サービスに関する 苦情相談窓口のお知らせ

福祉サービスを利用して、サービス内容などに不満がある、職員の対応が悪い、いやな思いやケガをしたなど、事業所に直接話にくいことや、事業

所との話し合いで解決できなかったことなど、お気軽にご相談ください。秘密は必ず守ります。(匿名でも構いません。)

●相談時間／月曜日～金曜日

午前9時から午後5時

(祝日・年末年始は除きます。)

◇相談先／福井県運営適正化委員会

☎0776(24)2347

FAX 0776(24)8942

E-mail kujyo@f-shakyo.or.jp

放送大学10月入学生募集

正規の通信制大学です。入学試験はありません。全国で約9万人、県内では約650名の多くの社会人、職業人の方が生涯学習、キャリアアップ、資格取得を目指して自宅のテレビ、インターネット等で学べます。詳しい資料を無料で送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

●入学願書出願締切／9月20日(日)

◇問い合わせ／

放送大学福井学習センター

☎0776(22)6361

図書館スタッフの おすすめBOOK

「りんごかもしれない」

ヨシタケシンスケ ぶん・え

ある日がっこうからかえつてくると、りんごが1つおいてあった。でも、これ、りんごに見えるけど、ほんとは…。

「あたりまえ」に一つの方向から見ているものが、別の角度から見ると、実はまったく違うものだったりするかも…と、ちょっと哲学的？な要素もある、あなどれない絵本です。



「紙つなげ！彼らが本の紙を造っている」

佐々涼子 著

2011年3月11日—あの大震災が東北を襲った日、宮城県石巻市の日本製紙石巻工場は津波に呑みこまれ、紙の生産は瞬時にストップしてしまった。

誰もが「工場は死んだ」と絶望する中で、「まずは製紙機1台を動かそう。期限は、半年後だ。」というリーダーの決定のもと、「自分たちが倒れたら、出版業界が終わってしまう。」と一丸となって目標に向かっていく。

ふだん何気なく使っているあらゆるものに、たくさんの思いが詰まっていることを実感する1冊です。



4月1日～30日届出分(敬称略・届出順)

♡ ご結婚おめでとうございます

松本 司♡永井 里和 (神野区)

★ お誕生おめでとうございます

赤ちゃん(性別) 両 親 (住所)
筒井 杏菜(女) 泰晴・明子 (赤尾町区)
十時 汰道(男) 陽司・沙耶加 (湯谷区)
中川 綾人(男) 信吾・希美 (横町区)
村松 煌太(男) 成啓・佐代子 (青戸区)

✿ お悔やみ申し上げます

松岡 孝(88歳) (蘭部区)
濱口 みや子(90歳) (西三松区)
杉左近みや子(93歳) (宇治区)
土井 勇二(86歳) (中山区)
杉本 つや(94歳)(坂田グリーンタウン)
戸田 精一(87歳) (子生区)

👤 人のうごき (4月30日現在)

		前月比
【人 □】	10,755人	(-15人)
【男】	5,366人	(-5人)
【女】	5,389人	(-10人)
【世帯数】	4,178世帯	(-1世帯)

編集担当の つばやき

▶表紙の芝桜、きれいですね。これも横津海区の方の努力の賜物です。来年もまた、満開の芝桜が見られることを楽しみにしています。(山)

福井県
からの
お知らせ

自動車税の納期限は6月1日(月)です。
納期限までに納めましょう。

- ◆コンビニでも納税できます。
(福井県から郵送される税金に限りです。)
- ◆身体障がい者の方の減免申請も納期限までに手続きをしてください。
- ◆納税証明書は車検証と一緒に保管しましょう。
(納税通知書は、5月上旬に郵送されます。)

◇問い合わせ／嶺南振興局税務部 ☎0770(56)2223



法律ミニコラム

Q 先日、私の息子は離婚し、元妻(A)との間に設けた子供(長女12才、長男8才)の親権はAのものとなりました。Aは、2人の子供を連れ、神戸に帰ってしまいました。私としては、可愛い孫ですので、ぜひ会いたいと考え、面会をAにお願いしているのですが、会わそうとしてくれません。私の息子であれば、家庭裁判所に面会交流の申立てをして会うことができると思っていたのですが、私でもできるのでしょうか。

A おっしゃるとおり、あなたの息子さんであれば、民法766条を根拠に面会交流の申立てをすることでお孫さん達と面会できる可能性があります。もっとも民法766条で、面会交流の申立てを認めているのは「父母」に限られており、あなたのような祖父母には認めていません。しかし、民法766条の解釈として祖父母にも面会交流を認めるべきだという意見はありますし、審判例の中には、祖父母の面会交流を認めたものもあります(東京高判昭和52年12月9日家月30巻8号42頁)。なので、弁護士等の法律専門家に一度相談し、申立が可能かどうか聞いてみることをお勧めします。

小浜ひまわり基金法律事務所 (所長・岡本 矢)
相談するにはまずはお電話でご予約ください。☎(53)2018

平成27年度
春の文化祭
場所／文化会館
6月13日(土)、14日(日)
午前9時30分～午後4時30分
※14日は午後4時まで
文化会館改修工事後初めての文化祭となります。美しい花が見ごろのさつき
展など、たくさんの展示でみなさんのご来場をお待ちしています。
◇問い合わせ／文化協会事務局 ☎(72)2751